

# 平成24年度第2回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和44年大阪府規則68号)第2条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

## 1 公聴会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年10月26日(金) 午前10時から
- (2) 場 所 大阪府新別館北館4階 多目的ホール  
(地下鉄「谷町4丁目」駅下車)

## 2 公述及び傍聴の申出に関する事項

### (1) 公述の申出手続

公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあつては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です(提出方法は郵送または持参。なお、郵送に替えて電子メールで公述申出書の提出を希望される方は、必ず当課に電話で連絡をしてください)。

### (2) 傍聴の申出手続

公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んでください。先着順で受け付けます(定員200名)。

## 3 公述の申出先及び問合せ先

大阪府都市整備部総合計画課

住所：540-8570(大阪府庁専用郵便番号)

大阪府中央区大手前二丁目

電話：06-6944-6777(ダイヤルイン)

電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

#### 4 公述及び傍聴の申出期間

- (1) 「北部大阪都市計画道路の変更」、「南部大阪都市計画道路の変更」  
及び「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」

平成24年10月1日（月）から同月15日（月）まで〔必着〕

- (2) 「東部大阪都市計画道路の変更」

平成24年10月4日（木）から同月18日（木）まで〔必着〕